

家庭防災員自主活動補助金について

1 目的

家庭防災員自主活動補助金(以下「補助金」という。)は、家庭防災員の皆様が主体となって行う自主的な防災活動を支援し、日常生活の安全と安心の確保及び防災の輪を広げることを目的とします。

2 補助金交付の対象となる方

家庭防災員又は家庭防災員のグループ

3 補助金交付の対象となる活動

- (1) 家庭防災員が主体となり、個人又はグループが企画、実施する防火防災に係る研修、訓練、調査研究活動など。なお、消防署所において、必要に応じて、関係機関との調整等を積極的に支援します。
- (2) 単なる施設見学会、第三者が行う講演会への参加などは、自主活動には含まれないものとしますが、事業目的のために、これらが必要であれば認められます。

自主活動例



【非常食展示・試食】

【三角巾取扱い訓練】

【非常用トイレ組立】

※家防員自主活動マニュアル(旭区版)より抜粋

※具体的な活動事例につきましては、横浜市消防局ホームページを参照してください。

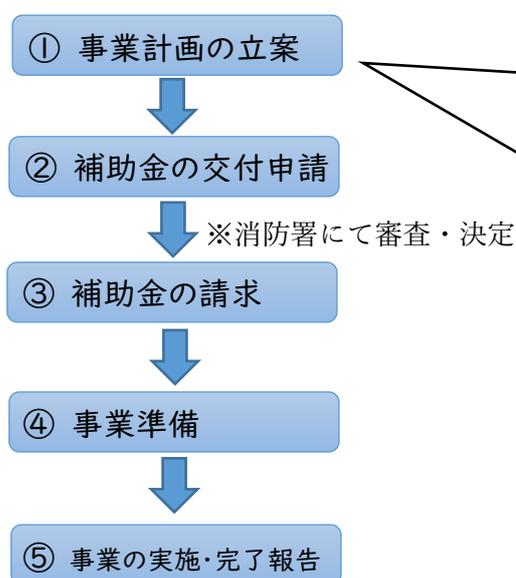
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/shobo/bosai/katei/jishukatudou.html#17>

【お問い合わせ先】

旭消防署 総務・予防課 三浦 宮崎

TEL・FAX 951-0119

4 家庭防災員自主活動補助金申請手続きの流れ



消防署の担当者と相談しながら実施内容等を決めますので、まずは、旭消防署まで、ご連絡ください。今後の事務の流れ等も詳しく説明させていただきます。(補助金として認められない場合もあります。)

旭区内の補助金には上限があります。7月末までに旭区内の補助金額の確定を行いますので事前のご相談等はお早めをお願いします。

5 旭区の補助金交付状況

年度	地区	内容
令和3年	【若葉台地区】 災害時の要支援者（肢体不自由・視覚障害）の移動支援講習	①災害時を想定した、車椅子利用者や視覚障害者の移動支援講習の実施 ②車椅子介助の取扱い注意事項の説明 ③車椅子介助体験実習及びアイマスクによる視覚障害体験
	【川井地区】 三角巾の取扱訓練、非常食展示・試食	① 三角巾の取扱い方法、非常食の展示、防災についての講話
令和2年	【希望が丘東地区】 防災チラシの作成	①防災のチラシを作成し町内に配布をし訓練に利用
	【二俣川地区】 市民防災センター実地研修	① 横浜市民防災センターでの防災実地研修
	【若葉台地区】 救急研修	①三角巾やストッキングを使用した応急手当講習 ②シーネを使った応急手当の講習 ③講師を呼んでの講座受講
	【今宿地区】 防災センター見学ツアー	① 地震・火災体験ツアーで学んだことをもとに手書きで資料を作成し、町内会で回覧して防災意識の向上や知識の向上を指導する